

1. 紹介手数料

乙の職業紹介により、甲と求職者との間で雇用契約が成立した場合、甲は乙に対し、当該求職者の理論年収（想定年収）の 25%に消費税を加算した額を紹介手数料として支払うものとする。

理論年収とは、採用時に提示した月額固定給与（基本給、職務手当、役職手当、固定残業代その他毎月固定的に支払われる手当を含む。）に 12 を乗じた額及び予定賞与を加算した額をいう。

2. 支払時期

甲は、求職者の入社日又は採用決定日のいずれか早い日をもって紹介手数料支払義務を負い、乙からの請求書発行日より 30 日以内に支払うものとする。

3. 返還規定

紹介により採用された者が入社後、本人の自己都合退職又は本人の責に帰すべき事由により退職した場合には、乙は受領済み紹介手数料について以下の割合を返還する。

- | | |
|----------------|------|
| ・入社後 30 日以内の退職 | 50% |
| ・入社後 60 日以内の退職 | 30% |
| ・入社後 61 日以降の退職 | 返還なし |

4. 返還対象外

次の各号に該当する場合は返還対象外とする。

- （1）解雇、懲戒解雇又は諭旨退職の場合
- （2）定年退職の場合
- （3）契約期間満了の場合
- （4）会社都合以外の理由による退職の場合
- （5）甲の労働条件変更その他甲の責に帰すべき事由に起因する退職の場合

5. 直接雇用とみなす場合

甲が、乙の紹介又は派遣により知り得た者を、乙を介さずに直接雇用し、又は第三者を介して採用した場合には、乙の職業紹介による採用とみなし、本手数料表に基づく紹介手数料を支払うものとする。